

浅野敏明委員の総括質疑

○小関秀一委員長 順位1番、議席番号2番、浅野敏明委員。

○2番 浅野敏明委員 午後一番の質疑になります。どうぞよろしくお願ひします。

このたびの決算総括質疑では、大きく3点についてご質疑しますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

まず、1番目は、上下水道の課題についてご質問します。

まず、生活排水処理施設促進の取り組みについてご質問します。

生活排水処理施設には、大きく分けて公共下水道、農業集落排水等の集合処理施設と合併浄化槽による個別処理施設があります。長井市の生活処理施設普及率は、平成29年度末で84.2%で、山形県の平均普及率の91.8%と比較して低く、県内13市中10番目の普及率となっています。処理施設ごとの水洗化率を見ますと、平成29年度末で公共下水道で90.2%、特定環境保全公共下水道、以下、特環下水道とします、で62.4%、農業集落排水で93.3%、合併処理浄化槽で53.5%となっています。公共下水道については、昭和63年、1988年4月から供用を開始し、今年度で30年目になります。平成29年度末の処理区域内推定世帯数で5,488世帯、区域内人口で1万4,392人となっています。特に公共下水道事業区域内はほとんど市街地の区域ですが、まだ10%の世帯が水洗化になっていないこととなります。水のまちにふさわしい良質な水環境を維持、改善するためにも、水洗化率100%を目指し、普及促進を図る必要があるのではないかと思います。

公共下水道及び特環下水道合わせた普及率は88%ですが、これまでの普及促進の取り組みに

ついて、公共下水道課長にお尋ねします。

○小関秀一委員長 蒲生浩美上下水道課長。

○蒲生浩美上下水道課長 お答えいたします。

平成29年度末の公共下水道処理区域内の加入割合は、人口ベースで90.2%、特環下水道処理区域内では62.4%であり、合わせて88%の加入率となっております。

普及促進の取り組みでありますが、市ホームページや「広報ながい」での加入促進のPR、融資あっせん制度の案内、受益者負担金制度の説明記事等を掲載するとともに、9月10日、下水道の日に合わせた下水道への早期加入依頼や下水道や浄化槽の上手な使い方等の啓発記事を掲載し、普及促進に取り組んでいるところでございます。また、おらんだラジオでのPRや長井上下水道工業協同組合と共催し、ながい水まつりでの上下水道展を開催し、パネルによる下水道の仕組みの展示や下水道機器の展示によるPR活動、さらには、供用開始から3年を迎えるエリアの未加入世帯に対し、融資あっせん制度の活用を含め、加入のお願いの文書を発送し、普及促進を図っているところでございます。

○小関秀一委員長 2番、浅野敏明委員。

○2番 浅野敏明委員 ありがとうございます。

次に、農業集落排水事業は、農村世帯の生活環境の向上、農業用水の水質保全などを目的として、家庭のトイレ、台所などから出た汚水を処理場に集めて、浄化した上、河川に排水する施設で、地域住民の合意に基づき、協力体制が整っている地域が事業採択になっています。長井市では、平成7年度に今泉地域が、平成11年度に大久保地域がそれぞれ供用開始になりました。処理区域内世帯数は、平成29年度末で2地域合計986世帯で、処理内人口は2,215人となっています。

農業集落排水施設への未加入世帯が全世帯の7%ほどあるようですが、加入率100%を目指し、普及促進を図る必要があると思ひます。未

加入世帯に対して、加入促進のためのPRなどの取り組みについて、上下水道課長にお尋ねします。

○小関秀一委員長 蒲生浩美上下水道課長。

○蒲生浩美上下水道課長 平成29年度末の農業集落排水事業への加入率につきましては、人口ベースで93.3%となっております。世帯数で申しますと、今泉の処理区域内世帯778世帯に対し、加入世帯は765世帯、大久保地区では208世帯に対し170世帯となっており、両地区を合わせると約5.2%の世帯が未加入となっている状況でございます。加入促進につきましては、今泉、大久保とも、建設当初から農業集落排水処理施設維持管理組合を組織いただき、処理施設の維持管理のみならず、地区内全戸供用を目標に未加入世帯への訪問等、加入促進の取り組みにご協力をいただいているところでございます。今後とも加入率100%達成に向け、両地区の維持管理組合にご協力をいただきながら、加入促進の取り組みを進めてまいります。

○小関秀一委員長 2番、浅野敏明委員。

○2番 浅野敏明委員 加入率100%を目指して、ぜひご努力をお願いしたいと思います。

次に、市町村設置型合併浄化槽は、公共下水道や農業集落排水処理区域外を浄化槽区域として、市が浄化槽を設置して維持管理を行い、生活排水による河川等の水質汚濁を防止し、生活環境の保全を目的に、高度処理の合併浄化槽を設置する事業として、平成17年度から事業を開始しています。平成29年度末の区域内世帯数で2,988世帯、区域内人口は9,183人になっており、公共下水道区域人口の約63.8%となっております。

全体の合併浄化槽は1,391世帯が設置、うち市町村設置型合併浄化槽設置基数は696基で、過半数が加入していることとなります。浄化槽区域内の水洗化率は53.5%で、まだまだ低い水洗化率となっておりますが、これまでの市町村設置型合併浄化槽への普及促進の取り組みと課題

について、上下水道課長にお尋ねします。

あわせて、市内における単独浄化槽設置世帯の実態についてもお尋ねします。

○小関秀一委員長 蒲生浩美上下水道課長。

○蒲生浩美上下水道課長 市設置型の合併浄化槽につきましては、下水道、集落排水の供用区域以外の区域において市が使用者の敷地をお借りし、合併浄化槽を設置し、その後、維持管理も市で行っていくという事業でございます。宅内配管や浄化槽への接続、浄化槽から排水路までの工事は使用者で実施していただくということになります。利用者からは、浄化槽の設置に伴う工事費の一部を分担金として負担いただき、また、維持管理業務に必要な経費を使用料として毎月ご負担いただくこととなります。また、新築以外、これは増改築等でございますが、増改築等により、くみ取り槽や単独槽からの切りかえを行う場合、分担金の約2分の1に相当する額を県から補助金として交付されることとなります。浄化槽本体の設置には、5人槽で通常100万円ほどの経費がかかりますが、本事業をご活用いただくことで、分担金と月々の使用料、分担金につきましては、5人槽で16万円、そのうちの2分の1の8万円が県より補助されます。使用料につきましては、月々4,950円となっておりますが、これらの分担金と使用料で生活排水の処理ができるようになり、地域の水環境保全につながることから、これらの利点等を市ホームページや「広報ながい」でPRしながら、毎年70基の設置を目標に普及促進に努め、平成17年度からこれまで696基を設置し、維持管理を実施しているところでございます。

浄化槽の普及が本市の生活排水処理施設普及率の向上につながりますので、今後は各地区の総会や会合等の場をおかりするなどして、事業のPR等を行いながら、地区挙げての水環境保全の取り組みにつなげていければと考えているところでございます。

課題といたしましては、設置者にとりましては、水回りの改造等が必要となることから、浄化槽以外の排水設備工事費の個人負担がどうしても大きくなるというようなことが上げられるかと思えます。こちらにつきましては、公共下水道も農業集落排水事業についても同じようなことが言えるかと思えます。

単独浄化槽の実態でございますが、平成13年の浄化槽法改正に伴い、新たな単独浄化槽の設置が禁止されましたが、既設の単独槽については、合併槽への切りかえを努力規定としているところでございます。市内における単独槽につきましては、こちら、法定検査実施機関であります山形県理化学分析センターからお聞きしました平成28年度の法定検査受検対象の単独浄化槽の基数になりますが、1,308基というふうにお聞きしております。

○小関秀一委員長 2番、浅野敏明委員。

○2番 浅野敏明委員 ありがとうございます。

合併浄化槽を設置する場合の課題ですが、排水先がなかなか下流側の区域内で承諾が得られなかったというような事例も過去にあったかと思えますが、そういった課題については、もうクリアになったのでしょうか、もう一度伺います。

○小関秀一委員長 蒲生浩美上下水道課長。

○蒲生浩美上下水道課長 排水の処理に関しましては、土地改良区のほうにもお聞きしましたが、排水路への処理に関しては、問題ないというようなことでございます。ただ、用水路につきましては、やっぱり下流の使用者の許可がなければ流すことはできないというようなことでございました。

○小関秀一委員長 2番、浅野敏明委員。

○2番 浅野敏明委員 ぜひ普及促進についてご努力をお願いしたいと思います。

合併浄化槽は、今個人で設置する部分と、それから、市のほうで設置する浄化槽が、2種類

あるかと思いますが、個人で設置した場合の合併浄化槽の課題等ございましたら、課長から答弁をお願いします。

○小関秀一委員長 蒲生浩美上下水道課長。

○蒲生浩美上下水道課長 合併浄化槽の個人設置でございますが、浄化槽の設置者には、使用開始の届け出、あと、年に3回以上の保守点検、あと、年1回の清掃、また、毎年の法定水質検査が義務づけられておりますが、設置者が個人で点検業者、清掃業者や法定検査機関など、それぞれに契約することが必要となるため、法定検査や点検、清掃等、適正な維持管理が行われているかというような正確な把握が困難ということが課題として上げられるかと思えます。

○小関秀一委員長 2番、浅野敏明委員。

○2番 浅野敏明委員 わかりました。

単独浄化槽から切りかえる場合は2分の1の補助があるわけですが、個人の合併浄化槽から市のほうに加入する場合の助成等はございますか。

○小関秀一委員長 蒲生浩美上下水道課長。

○蒲生浩美上下水道課長 個人の合併浄化槽を市町村設置型にするという場合、助成等はありませんけれども、今、市の設置する性能と同等の機能を有する合併浄化槽であれば、市が維持管理をすることができるというふうになってございます。

○小関秀一委員長 2番、浅野敏明委員。

○2番 浅野敏明委員 わかりました。ぜひ普及促進をお願いしたいと思います。

次に行きます。下水道法第10条では、公共下水道の供用が開始された場合においては、土地所有者、または使用者等は、遅滞なく、下水を公共下水道に流入させるための必要な排水施設を設置しなければならないとし、第11条の3では、処理区域内においては、くみ取り便所が設けられている建築物を所有するものは、公共下水道供用開始日から3年以内に水洗便所に改造

しなければならぬとする法律があるものの、罰則規定がないこともあり、約10%の世帯が未加入になっています。市街地の小河川の水質保全や生活環境を改善するためにも100%加入を目標に普及促進を行う必要があると思います。

長井市は、水と緑と花の長井をキャッチフレーズに、水のまちとして全国に発信していますが、このように生活排水処理施設の普及率は、水のまちにふさわしい普及率とは言えない状況です。各処理区域内ごとのPR版の各戸配布は必要と思いますが、なぜ水洗化できないか、理由を調査し、そのデータをもとに水洗化しやすい環境を整備する必要があるのではないかと思います。そのために、未加入世帯へのアンケート調査を行い、その理由などのデータをもとに、普及促進するための施策を行う必要があると思いますが、市長の見解を伺います。

○小関秀一委員長 内谷重治市長。

○内谷重治市長 お答えいたします。

浅野委員からは、水洗化率が県内13市の中で下位のほうであると、10位ということですね。ちょっと私のほうも、これは毎年、上下水道課のほうにそういったデータを求めてなかったということもあって、こんなに低いということは、浅野委員からご指摘いただける前には知りませんでした。これ、恥じなきやいけないなと思っております。

委員がおっしゃるように、市の場合ですと、公共下水道に特環と、そして、農集排、そして、合併浄化槽、3種類あるわけですが、コスト的な面から考えますと、今後は合併浄化槽でぜひ進めていきたいということで、その推進を図っているところですが、やはり合併浄化槽に取り組んで、もう10年以上たっているということから、担当者のほうもそういった目標、目的意識、水洗化率をどのぐらいまで上げるんだというところのやはり徹底が少し弱くなってきているのかなと思っております。

そういった意味では、アンケート調査をさせていただいて、それをもとに普及を図っていくということは一つの方法だと思いますが、なぜ進まないかというのは大体わかるわけですね。それは、3年ほど前にも、本来は特環ということで予定しておりました、地区名は上げていいと思うんですが、五十川地区で、特環じゃなくて、合併浄化槽やるんだということで、最初予定してたのが、そこ、外された経過がございました。その地区周辺の地区からも、やっぱり合併浄化槽がいい、あるいは公共下水道がいい、特環でやりたいとか、いろいろありましたけども、3年ほど前、その一旦断られた地域から、地区から、地区の皆様90%以上の同意が得られたので、やはり特環でやってほしいという要望がありました。私も上下水道課のほうでいろいろ調整しながら、限りなく100%にできるということから、私も出向きまして、地区の方と膝をつき合わせながら、いろんな意見交換をしたんですが、やはり特環から合併浄化槽にする時のこともそうだったんですが、まず、第一義的には、経済的な問題です。まずは、加入料と使用料というものがあるわけですが、合併浄化槽の場合は、非常に加入料がなくて、使用料だけでいけるということで、本当にやるんだったら、そのほうが安価でできるということにもかかわらず、結局、なぜ進まないかということ、もうお年寄りだけの世帯、ひとり暮らしだから、もう今さら水洗化しなくてもいいというような方が多かったんですね。その理由は経済的な理由だと。あと、一方で、そうはいつでも、トイレは洋式化してもらわないと大変だということのやっぱり要望もあるわけですね。

したがって、今後は合併浄化槽をぜひ、まだ50%ぐらいですから、公共下水、特環、農集排、ないところについては、合併浄化槽で進めていきたいんですが、あと、先ほど委員から上下水道課長のほうに確認されてましたけども、

確かに合併浄化槽で、以前より排水については、土地改良区の役員の皆様がある程度理解を示していただいて、場合によっては、用水でもオーケーというところもあるようなんですが、そこにも経済的問題があるんですね。というのは、用水はだめだと、排水に流さなきゃいけないというと、その合併浄化槽から排水までずっと距離があると、それが、じゃあ、行政でやってくれるのかというと、必ずしも行政でするわけじゃないんですね。あとは、敷地内のところが、自宅まで自分の民地のところは自分で負担しなきゃいけないということで、それらの最終的には経済的問題なんですね。

したがって、アンケートをとってということも一つなんですが、その前に、まずは、上下水道課の中で、今後どうするかと、どういう問題解決をしていくかと。あと、PRも含めて、ただチラシとか、市報に載せても、もうPRでも何でもないので、そんなの。見る人は見ますけども、見ない人は一切見ませんから、変わらないですね、これからも。したがって、これを推進するというので、やはりチームを組むとか、あるいは、ずっと定期的に地区長会などでも上下水道課が出向いてPRをさせていただいて、場合によっては、集落まで伺いますんで、ぜひ地元の人とそういう機会を設けていただきたいというようなことではないかと、多分だめだと思うんですね。したがって、今後、委員からいただきましたこのアンケート調査も含めまして、どのようにして水洗化率を上げていくかと。そして、困っている皆様、市民の皆様に、設置したいんだけど、水洗化を図りたいんだけど、できないということのための、その私どもでできる支援策などを考えていかなきゃいけないと、あわせて検討してまいりたいと思います。ありがとうございました。

○小関秀一委員長 2番、浅野敏明委員。

○2番 浅野敏明委員 ありがとうございました。

アンケートにつきましては、私の一考ですので、ぜひ水洗化率の向上のためによりしくお願いしたいと思います。

次に、上水道施設の課題についてご質問します。

長井市における水道施設については、老朽化、耐震化対策が大きな課題ではないかと思えます。水道施設の更新については、平成29年度策定の長井市水道事業ビジョンに沿って、毎年施設の更新事業を実施しているかと思えます。水道施設における法定耐用年数は、浄水施設や排水施設で60年、配水管で40年となっていますが、浄水施設と配水施設の法定耐用年数を超えている施設と配水管の実態及び施設、配水管の更新の進捗状況について、上下水道課長にお尋ねします。

○小関秀一委員長 蒲生浩美上下水道課長。

○蒲生浩美上下水道課長 建築施設や浄水池、配水池といった土木施設につきましては、耐用年数を超えている施設はございませんけれども、機械、電気設備につきましては、法定耐用年数が20年以下と短いことから、その多くが法定耐用年数を超えているところですが、ただし、これらの施設につきましては、日常の点検や毎年外部委託による保守点検等を行っており、保守点検の結果を踏まえ、計画的な更新等を行っているところでございます。管路で法定耐用年数40年を超えているものにつきましては、口径20ミリから75ミリの硬質塩化ビニール管、こちら、約6,500メートルとなっております。

更新の進捗状況ですが、施設につきましては、平成19年度から21年度にかけて、清水町浄配水場の更新を行っております。管路につきましては、中央地区を中心に、致芳、平野、伊佐沢、豊田地区の一部に布設されておりました石綿セメント管、約30キロメートルを平成13年度から10カ年をかけて耐震管、あるいは耐震性にすぐれた管に更新しております。また、平成24年度

から27年度には、給水人口の約半数への給水を担う清水町浄配水場から市内中心部へ直結する平山栄町線に布設しております300ミリメートルの基幹管路の耐震化を図るため、老朽管更新事業を活用し、約1.3キロの管路を耐震管に更新してございます。また、市単独事業もあわせて実施しております。道路改良工事等に合わせた配水管の布設がえでございますが、直近3カ年の実績でございます。平成27年度に1,063メートル、平成28年度に1,005メートル、29年度には450メートルの布設がえを行っております。

○小関秀一委員長 2番、浅野敏明委員。

○2番 浅野敏明委員 わかりました。

次に、石綿セメント管については、価格が安価で加工しやすいことから、昭和の早い時期から使用されていましたが、経年劣化が早く、強度が低下して、漏水の大きな原因となっていました。また、耐震性に弱い塩ビ管については、耐震適合性のない管路として位置づけられると思います。長井市の配水管におけるセメント管と塩ビ管の実態について、ちょっと重複するかと思いますが、上下水道課長にお尋ねします。

○小関秀一委員長 蒲生浩美上下水道課長。

○蒲生浩美上下水道課長 石綿セメント管については、ただいま申し上げましたとおり、本市においても、昭和30年代から50年代前半まで使用されてきております。これらの管路につきましては、固定資産台帳を精査し、石綿セメント管更新事業の活用により、平成13年度からの10カ年で布設管を耐震管、または耐震性にすぐれた管に更新してございます。塩ビ管、硬質塩化ビニール管でございますが、管路の総延長、市内の管路の総延長、約275キロメートルのうち、183キロメートル、66.7%を占めている状況でございます。

○小関秀一委員長 2番、浅野敏明委員。

○2番 浅野敏明委員 ちょっと確認させていただきますが、石綿セメント管については、長井

市においては、もう既に更新、既に終えたということでご理解してよろしいですか。

○小関秀一委員長 蒲生浩美上下水道課長。

○蒲生浩美上下水道課長 13年度からの10カ年で、台帳上の石綿管は全て更新しているところでございますが、漏水事故や、あと、給水管、個人宅への給水管の取り付け等の際に、掘削したところ、石綿セメント管が出てきたというようなことも実際あります。そういう場合につきましては、遅滞なく、その前後の状況も確認しながら、更新、石綿管、更新ではありませんけれども、耐震管への布設がえ工事として進めるようにしております。

○小関秀一委員長 2番、浅野敏明委員。

○2番 浅野敏明委員 台帳上はないんですが、工事等で出てくる場合もあるということでございます。わかりました。

石綿セメント管については、水道管として使用した場合、人体への影響はないのでしょうか。

○小関秀一委員長 蒲生浩美上下水道課長。

○蒲生浩美上下水道課長 石綿管の人体への影響でございますが、こちらにつきましては、平成17年7月に厚生労働省の水道課から通知がございまして、世界保健機構、WHOが飲料水中のアスベストについては、健康影響の観点から、ガイドライン値を定める必要がないと結論づけるとしておりまして、厚生労働省におきましても、アスベストは呼吸器からの吸収に比べ、経口摂取に伴う毒性は極めて小さく、水道水中のアスベストの存在量は問題になるレベルではないと結論づけているところでございます。

○小関秀一委員長 2番、浅野敏明委員。

○2番 浅野敏明委員 わかりました。

水道配水管としてする場合は人体に影響ないというようなことですが、多分、撤去する場合はいろいろ問題が出てくると思いますので、十分配慮してお願いしたいと思います。

時間の配分もちょっと過ぎてますので、3番

目の質疑については省かせていただきたいと思
います。よろしくお願いします。1番目の3番
です。

次、2番目は、スポーツツーリズムの取り組
みについて質疑します。

スポーツツーリズムは、スポーツ観戦やスポ
ーツイベントの参加など、スポーツを主な目的
とする旅行観光で、スポーツと観光を融合させ
た旅行スタイルの普及を通じて、地域の活性化
を図ることが期待されています。長井市では、
白つつじマラソン大会、県内唯一のフルマラソ
ンの長井マラソン大会、山形県高等学校駅伝競
走大会や隔年開催の東北高等学校駅伝大会など、
マラソン、駅伝を主とした大会を見たり、参加
したり、そして、参加者の応援をしたり、さら
に、スポーツを支えるボランティアなど、長井
市及び周辺の観光と組み合わせた旅行商品にな
るのではないかと思います。しかし、長井市の
現状は、スポーツは教育委員会、観光は商工観
光課と、それぞれの分野の取り組みはしっかり
行っているかと思いますが、スポーツツーリズム
の推進を掲げていても、具体的な取り組みが
なされていないのが現状ではないでしょうか。

新たなスポーツと観光の組み合わせの取り組
みには、新たな観光市場を創造し、開拓してい
く組織が必要であり、その組織として日本版D
MOであるやまがた長井観光局の事業として取
り組んではどうでしょうか。市長の見解を伺い
ます。

○小関秀一委員長 内谷重治市長。

○内谷重治市長 お答えいたします。

浅野委員おっしゃるようなことは、極めて大
切だと思っております。今までの分析を簡単に
させていただきますと、例えば東北高校の男女
の駅伝というのは、1年置きにあります。それ
から、山形県の男女の高校駅伝が長井で、これ
は毎年あるわけでございますが、まず、こうい
った長井市の団体、あるいは市役所が主催でな

いところの大会につきましては、宿泊等々につ
いて、やはり最初から大手の旅行会社と組んで、
その企画をしておりますので、したがいまして、
なかなか私どものほうがそれをメインでやる
というのは、今までは難しかったと。あと、主体
である参加者というか、出場される高校生の場合
は、やはり統一料金とか、そういったことで
しなきゃいけないので、これらについては、今
後の可能性はありますけれども、例えば応援さ
れる保護者の皆様へのPRとか、あらかじめ主
催者側において、DMOでいろいろ、競技
終わった後の観光等々の案内、あるいは利用に
ついてのご紹介などをさせていただくというこ
とは大切だと思います。

あと、もう一つ、長井ではフルマラソンと、
それからトライアスロンとかあるんですけども、
こちらは歴史的に本格派なんですね。いわゆる
東根のさくらんぼマラソンのようなシティーマ
ラソンじゃないんですね。したがいまして、そ
ういう方々というのは、長井のフルマラソン参
加した、トライアスロン参加したというと、全
国的にいろんなところがやっているんですね。
できるだけ観光気分であらっしゃるんじゃない
んですね。したがって、こういった方々のこと
に対するアプローチは今後考えていかなきゃい
けないと思っております。

あと、もう一つ、スポーツのみならず、文化
もやっぱりツーリズムなんですね。ですから、
山形県が観光、文化、スポーツを一体にした部
をつくっているように、そういった考え方で今
後していかなきゃいけないと思っております。

したがいまして、浅野委員のご提案、ごもっ
ともでございますので、これから2市2町によ
る広域のDMOになるわけでございますけれど
も、その辺は、ぜひ、長井で行う、主催者であ
る場合は一体となって、DMOが企画から入っ
て、さまざまなPRやら、あるいは、宿泊とか、
食事とか、そういったところの手配をできるよ

うにしていきたいと思ひますし、あと、周りのまちでやる部分についても、そこででき切れなところは長井、あるいは南陽市とか、お互いのまち同士で支援し合うような体制をとりながら、しっかりと、せつかくいらっしゃる方々に地元のおいしいものやら、いいお土産、また、いい観光地をごらんいただいて、お金をしっかり落とし、地域が活性化するような、そんな取り組みをまずはスポーツに、あるいは、これからのさまざまな文化活動にもつながるものと思ひておられますので、ぜひしっかりと対応するようにしてまいりたいと思ひます。

○小関秀一委員長 2番、浅野敏明委員。

○2番 浅野敏明委員 ありがとうございます。

今後のやまがた長井観光局の取り組みにご期待を申し上げたいと思ひます。

次に移ります。平成27年12月定例会の一般質問でも取り上げましたが、マラソンや駅伝による地域活性化策についての答弁で、当時の教育長からは、長井市はマラソン、駅伝のまちとしてPRしていますが、さらにしっかりと観光などにつながるように、大会終了後、あるいは前日の宿泊や観光とスポーツの連携を図り、交流人口の拡大に向けて情報発信していく必要があるとの答弁をいただきました。しかし、なかなかそのような取り組みになっていないのが現状ではないでしょうか。

PRにしても、長井マラソン大会は、早々市報やチラシ、マスコミ等でPRを行っています。山形県高校駅伝競走大会のPRは皆無で、いつ開催されるのかもわかってない市民が多くあります。この大会は、テレビ中継を行っていますので、沿道における市民の応援など、市としての支援と市民の盛り上がりは不可欠だと思いますが、これまでほとんど取り組んでいないのではないかと思います。長井マラソン大会は、東京五輪のホストタウンでもあるタンザニアからの招待選手の参加やスペシャルゲストの瀬古

利彦氏やジュマ・イカンガー氏対談など、特別なイベントでもあり、ぜひ成功していただきたいと思ひますが、余りにもPRに格段の差があるのではないかと思います。

山形県高校駅伝競走大会や東北高校駅伝大会を長井市で開催できるよう誘致した大会でもあり、特に山形県高等学校駅伝競走大会は、テレビ中継もあります。沿道における市民の応援の要請やチラシ配布など、市を挙げて盛り上げるためにも、長井市としてもっと支援をすべきではないでしょうか。

生涯スポーツ課長にお尋ねしますが、まず、今年度の山形県高等学校駅伝大会の日程と、あわせて昨年度開催の県高等学校駅伝競走大会、東北高等駅伝競走大会におけるチームの人数とチーム数及び関係者数について、生涯スポーツ課長にお尋ねします。

○小関秀一委員長 沼澤孝典生涯スポーツ課長。

○沼澤孝典生涯スポーツ課長 お答えいたします。

初めに、今年度の男子の69回、女子の30回になりますが、山形県高等学校駅伝競走大会の日程でございますけれども、10月26日の金曜日が開会式、27日の土曜日が本番の大会というふうになっております。

次に、昨年度の山形県高等学校駅伝競走大会、東北高等学校駅伝競走大会のチーム数、選手数、それに関係者の人数についてお答えいたします。

平成29年の10月28日に行われました男子、68回、女子、第29回の山形県高等学校駅伝競走大会の関係者数でございますけれども、選手につきましては、男子が21チームで204人、女子が15チームで115人、選手の合計が319人でございます。役員につきましては、大人の役員が313人、それに、高校生の補助員が240人で、合計で553人、全ての合計につきましては872人でございます。また、11月9日に行われました、男子、53回、女子、28回の東北高等学校駅伝競走大会におきましては、選手でございますが、男

子が27チームで291人、女子が28チームで242人、選手の合計につきましては533人になります。役員でございますが、大人が323人、高校生補助員が269人、役員の計といたしましては592人、全てを合計いたしますと1,125人でございます。

○小関秀一委員長 2番、浅野敏明委員。

○2番 浅野敏明委員 ありがとうございます。

県高校駅伝は870数人、東北高等駅伝大会は千数百数十人の方が関係者と選手でいらっしゃるわけなので、応援者を含めると1,000人超える、または千数百人規模の関係する人が長井市に訪れることになります。

次に移ります。今年度における山形県高等学校駅伝大会のPRや市民の盛り上がりを進めるための取り組みについて、教育長に伺います。あわせて、次年度には東北高校駅伝大会も開催されますが、マラソン、駅伝のまちにふさわしいPRや市民の支援と協力いただくための市としての取り組みが必要ではないかと思いますが、教育長のお考えを伺います。

○小関秀一委員長 平田 裕教育長。

○平田 裕教育長 今年度におきます山形県高等学校駅伝競走大会のPRや市民の盛り上がりを進めるための取り組みについてというご質問でございますが、まず、市民の皆さん、これは主に沿道になる地域の方々でございますけれども、そのお知らせにつきましては、つい先日、9月の14日に隣組回覧ではございますけれども、それでお知らせを行ったところでございます。また、来月、10月の15日には、大会のお知らせと同時に、交通規制でございますので、その交通規制のお願いを隣組回覧で再び行う予定としているところでございます。

それから、主催団体の一つになってございます毎日新聞への掲載、それから、後援団体になっております株式会社テレビユー山形、TUYですね、TUYの予告放送といいますか、これも大きなPRだと思いますけれども、これにつ

きまして、スポンサーが決まり次第、間もなく始まるというふうに聞いているところでございます。ただ、委員からご指摘ありましたとおり、長井マラソン大会の翌週に開催ということで、どうしても長井マラソン大会の周知とか、参加者募集に対する広報の比重が、この高校駅伝よりもどうしても大きくなりがちだということが現状というところでございます。

それから、次に、次年度の東北高校駅伝競走大会の開催に向けて、マラソン、駅伝のまちにふさわしいPR、それから、市民の支援、協力をいただくための市の取り組みが必要ではないかというご提言でございますけれども、昨年度になります。昨年度は、県高校駅伝につきましては、市報が1回、それから、隣組回覧が1回、それから、東北高校駅伝競走大会につきましては、隣組回覧で1回周知を図りますとともに、おらんだラジオ等でもご紹介をしているところでございます。それから、東北高等学校駅伝競走大会の円滑な大会運営、それから、さまざまな市民の皆さんによる大会の盛り上がり、大会参加者に対する長井市のPRなどを目的としまして、東北高校駅伝長井市実行委員会、これを組織してございます。そして、関係団体の支援を要請しているところでございます。その委員としまして、長井商工会議所、それから、商工会議所青年部、長井市観光協会、長井青年会議所、それから、中央地区、致芳、西根、平野の各地区長会長さん、それから、山形おきたま農協さん、長井地区ハイヤー協議会、長井骨材工業組合さん、地場産、それから、長井市旅館組合など、関係の皆様にも市民PRも含めて要請をお願いをしているところでございます。それから、市、あるいは市民の支援や協力といたしましては、役員が相当数、これ、必要でございますので、走路に関係する交通安全協力、それから、長井市体育協会加盟団体の皆様のほか、長井市スポーツ推進員、それから、市の職員に

つきましても支援協力を行っていただいているところでございます。

委員からご指摘ありましたとおり、駅伝実施は、スポーツ実施率、あるいは興味関心の向上を図る大変いいチャンスだというふうに思っていますし、それから、やっぱり沿道の応援が大きければ、選手にさらなる力が発揮していただけるんじゃないかというふうにも感じているところでございますので、従来の市報等によるほか、例えば放送設備のある公用車等でPRテープを流したり、あるいはネット等を活用して周知を図るとともに、やはり雰囲気盛り上げる取り組み、より効果的なPR方法について、今後検討してまいりたいというふうに考えているところでございます。

○小関秀一委員長 2番、浅野敏明委員。

○2番 浅野敏明委員 ことはもうあと1カ月ぐらいですので、ぜひ来年度に期待をしたいと思えます。

プログラムに経済効果を上げるためには、道の駅の割引券なども一緒に配布するのも一つではないかと思いますが、なお、ご検討お願いしたいと思います。

次に、3番目は、消費生活相談について質疑します。

まず、総合政策課長に伺います。平成29年度1年間の市民相談の件数は、一般相談と土業による特別相談を合わせると370件の相談を処理しています。そのうち95件が消費生活相談との説明を受けましたが、特別相談でも相当の件数があるかと思えますので、過半数は消費生活相談ではないかと思えます。

国は、平成28年4月1日付で、改正、消費者安全の確保に関する基本的な方針を閣議決定しました。その中で、消費生活センターの設置等の項で、消費者が消費者事故等の被害を相談し、解決を図る上で最も身近な場であり、消費者安全の確保のために必要な情報を収集及び提供し、

消費者を被害から守る拠点として、消費生活相談等の事務を行うための施設、または機関である消費生活センター等を市町村は必要に応じ設置するよう努めることとしています。また、消費生活相談員の専門性に鑑み、適切な処遇を確保することと、資質の向上等を図るため、研修等の機会を十分確保するよう努める必要があるとしています。

長井市では平成22年4月に、置賜地域では米沢市に次いで2番目に設置しています。消費生活相談員の資格者1人を配置し、市民相談センター担当者とともに、市民のみならず、長井市周辺における消費生活の相談に当たられているかと思えます。消費生活相談の種別ごとの件数と相談の処理状況について、総合政策課長にお尋ねします。

○小関秀一委員長 竹田利弘総合政策課長。

○竹田利弘地方創生参事兼総合政策課長 それでは、95件の国民生活センターに報告しております4つの種別ごとに、29年度の状況についてお答えいたします。

まず、契約関係でございますが、42件で、内訳は助言、いわゆる自主交渉とか無視をしろということでございますが、それが19件、あっせんして解決、これは市民相談センターのほうの、主に消費生活相談員が相手方の事業者と直接、例えば緊急を要するので、交渉することでございますが、19件、あっせんの不調が1件、処理が不要となったものが3件となっております。

次に、借金関係でございますが、8件で、内訳は、助言が3件、あっせん解決が1件、他機関を紹介したものが4件となっております。

あと、架空請求関係が27件で、内訳は、全て助言で、全ての件で、いわゆる無視をしろと、そのままほっといていいよということでアドバイスしているものでございました。

最後になりますが、これまで述べた3つの分類に属さないものが18件で、助言が12件、あっ

せん解決4件、他機関の紹介1件、処理の不能なものが1件ございました。

○小関秀一委員長 2番、浅野敏明委員。

○2番 浅野敏明委員 ありがとうございます。

相当ですね、助言だけでなく、自主的に事業者との間に立ってあっせんしているものもあったというふうに理解しています。今後ともよろしくお願ひしたいと思います。

平成28年に成立した改正、消費者契約法が平成29年6月から施行となり、悪徳商法などによる契約は無効だったり取り消すことができるようになりましたが、特に高齢者が受けやすい被害ではないかと思ひます。消費者被害の中で、悪徳商法などによる消費者被害に係る相談は何件あり、その中で高齢者の被害の実態について、総合政策課長にお尋ねします。

○小関秀一委員長 竹田利弘総合政策課長。

○竹田利弘地方創生参事兼総合政策課長 29年度

を見てみますと、悪徳商法に関する相談と思量をされるものは60件と思ひます。はがきで総合消費料金と印刷された架空請求が27件ございました。そのほかに、プロバイダ契約などの電話勧誘が11件、有料動画未納料金などの不当請求が6件、布団などの訪問販売が4件、アクセサリなどのマルチ商法が3件、その他、出会い系、ネガティブオプション、いわゆる送りつけ商法、あと、還付金詐欺、結婚紹介などがそれぞれ一、二件というふうになっております。

なお、高齢者に係るものは、実は電話相談とかだと、年齢を言わない方もいらっしゃいますが、そういったものを除きましても、約40%のほう、60件のうち40%の24件が高齢者ではないかと思われる相談でございます。高齢者は、昼間に一人で在宅することが多いことから、電話勧誘販売や訪問販売に関する相談が他の年代と比較して非常に多い傾向がございます。また、60代後半から70代半ばの女性から、よく寄せられるものとして、はがきやEメール、スマホ画

面への突然の表示などによる架空請求の相談が特に多いと思ひます。さらには、特徴的な点といたしましては、電力の自由化、インターネットプロバイダ、光回線に係る契約に関し、安くなると乗りかえを勧誘される事例が多く、自分が契約した内容を若い人に比べてよく内容を理解してない、知らない、要するに内容がわからないケースやオプションが知らないうちについているというケースが非常に多く見られます。数は多くないものの、毎年見られる定番として、布団や消火器の購入に関する相談も上げられます。具体的事例として、80代の女性ですが、以前、訪問販売で布団を購入した業者が、メンテナンスと称して再び訪れ、その際、新しい布団の購入契約をしてしまったと。そういう内容でしたが、消費生活センターで業者のほうとあっせんし、クーリングオフで契約をなかったものに、そういった事例もございます。

○小関秀一委員長 2番、浅野敏明委員。

○2番 浅野敏明委員 ありがとうございます。

特に高齢者の被害については、未然防止の取り組みと、それから、被害が発生した場合の被害防止策、これが大切だと思ひますので、今後とも取り組みよろしくお願ひしたいと思ひます。

次に、成人年齢を20歳から18歳に引き下げることを柱とした改正民法がことしの6月に成立し、平成32年、2022年4月から施行されます。これまで、親などの同意が必要だった契約は、無条件で取り消せる権利を行使できましたが、今後は、18歳から19歳の若年層は自分の判断で契約行為が可能になると同時に、義務を負うこととなります。これまでの未成年者は、悪徳商法から守る防波堤になっていましたが、今後、消費者被害の低年齢化が懸念されるどころです。

特に新たに成人となる18歳以上の若年層を対象に、消費者教育を通じて判断能力を身につけられるよう、消費者教育の充実を図り、環境整備を行う必要があると思ひますが、施行となる

平成32年4月までの長井市としての啓発などの取り組みについて、副市長に伺います。

○小関秀一委員長 遠藤健司副市長。

○遠藤健司副市長 委員お話しのとおり、成人年齢を20歳から18歳に引き下げる改正法が、2022年の4月から施行になります。これによって発生する若年成年者に対する消費者教育については、もちろんそれまでの教育現場での児童生徒に対する教育はもとより、行政としましては、家庭の中で、そういった18歳になれば、たとえ高校生でも、正当な契約であればカードローンもできる、あるいは高額な商品も買えると、そういったことをきちんと話し合うというような情報の提供が求められるのかなというふうに思います。こうした知識、情報については、消費者庁、国等でも準備なさっているようですので、これを随時、市からも情報を発信してまいります。もちろん市報、あるいはホームページ、ラジオ等がありますが、通常のこういったメディアでなくて、若者の利用の多いSNSにも直接市からの情報を提供すべきだなというふうに考えています。このメディアだけでは、一方通行でありますので、市民相談センターには専門的知識を持つ消費生活相談員が配置してありますので、特に高校2年生、3年生を対象にした、こちらから出向く出前講座を高校のほうに提案したいというふうに思います。加えて、例えば親御さんたち、保護者への情報提供も必要ですので、年度初めのPTAの総会等にも時間をいただければお邪魔をして、消費生活相談員が18歳の契約ということについて、しっかりと保護者の皆様に提案をするということも大事かというふうに思います。さらには、高校生の利用の多いフラワー長井線の中づりの広告などにもぜひ掲示させていただいて、高校生諸君にも成人としての自覚、そして、契約行為が責任と義務になるということをお知らせしたいというふうに思います。

○小関秀一委員長 2番、浅野敏明委員。

○2番 浅野敏明委員 しっかりした取り組みをお願いしたいと思います。

消費者教育を総合的かつ一体的に推進し、もって国民の消費生活の安定及び向上に寄与することを目的に、消費者教育の推進に関する法律、平成24年に制定されました。この消費者教育推進法に基づき、小学校から高校までの教育課程で、消費者教育に取り組まれているかと思いますが、小学校から高校までの消費者教育について、教育長のお考えをお伺いします。あわせて、現行の学習指導要領における消費者教育に関する内容についてもお伺いします。

○小関秀一委員長 平田 裕教育長。

○平田 裕教育長 時間がありませんので、ちょっとはしょって申し上げたいというふうに思います。

まず、消費者教育についての考え方、私の考え方ということでございますが、本当にネットで簡単に物が買ってしまう時代になりまして、消費者教育といたしますのは、やっぱり自分の身を守る。そして、自立した消費者として豊かに人生を歩んでいく。そのためには必須の教育であるというふうにまず考えてございます。

学習指導要領の中ではどのようになっているのかということでございますけれども、小学校から高校までの各教科、あるいは教科でいえば社会科であるとか、家庭科であるとか、そういう中で、例えば次のような内容がございます。

小学校におきましては、5、6年生の家庭科で物や金銭の使い方と買い物、この学習をします。それから、社会科や家庭科では日常生活を送る上で必要なスキル、技術を学びますけれども、その心構え、どういう心構えで生活しなきゃいけないかということについては、小学校1年生から道徳の時間におきまして、節度を守るであるとか、規則を尊重するであるとか、こういう学習を積み上げていくということになって

ございます。

中学校になりますと、小学校で培った消費者として必要な資質や能力をさらに高めるために専門的に学んでいくこととなります。例えば社会科の中で、契約の重要性、それから、消費者の保護などについて学びます。それから、家庭科では、金銭の管理と購入、消費者の権利と責任、消費生活、環境についての課題と実践、これらの中で、売買契約の仕組み、あるいは、自立した消費者としての責任ある消費行動などについても学ぶことになっております。義務教育の中で、消費者被害の背景やその対応などについて理解することを取り上げて学習するのこの分野になっているところでございます。

それから、高等学校でございませけれども、小・中との系統性を踏まえながら、公民科というがございませけれども、いわゆる公民ですね、それから、家庭科もございませ。それらの中におきまして、消費者基本法、あるいはクレジットカードの適切な利用などについて学びます。さらには、法に関する教育や知的財産に関する教育、これについても取り組むことになってございませ。

子供たちが被害者にも、それから加害者にもなり得る現代でございませるので、これからの社会を生き抜いていく上で、想定される今後の消費生活環境を見通し、将来自立した消費者として豊かな人生を実現できるように、さまざまな面から学校教育でも取り組んでいるところでございませ。

○小関秀一委員長 2番、浅野敏明委員。

○2番 浅野敏明委員 それぞれ丁寧な答弁ありがとうございました。これで終わります。

内谷邦彦委員の総括質疑

○小関秀一委員長 次に、順位2番、議席番号4番、内谷邦彦委員。

○4番 内谷邦彦委員 長井創生の内谷邦彦です。市税ほかに関して伺います。数字等に間違いがありましたら、お許しください。

平成27年度市税の調定額は32億7,397万1,255円、うち収入済み額が31億9,696万3,419円、収入未済額が4,707万5,357円で、調定額に対して1.43%、不納欠損額として処理された金額は2,993万2,479円で、調定額に対して0.91%、平成28年度市税の調定額は32億5,153万6,832円、うち収入済み額が31億9,786万5,363円、収入未済額が3,224万3,996円で、調定額に対して0.99%。不納欠損額として処理された金額は2,145万1,873円で、調定額に対して0.65%。平成29年度市税の調定額は32億5,909万8,345円、うち収入済み額が32億1,816万9,791円、収入未済額が3,563万6,618円で、調定額に対して1.09%。不納欠損額として処理された金額は529万1,936円で、調定額に対して0.16%になっており、平成27年度から平成29年度までの収入未済額合計が1億1,495万円、不納欠損額の合計が5,667万となっております。

収入未済額が平成27年度が4,707万5,357円で、調定額に対して1.43%、平成28年度が3,224万3,996円で、調定額に対して0.99%と年々減ってきている傾向にありましたが、今年度、3,563万6,618円と若干上がっています。

税務課長に伺います。

平成27年度から平成29年度の年間の滞納者数の推移について、滞納しているとする認定方法と、滞納者と認定された人数を教えてください。

○小関秀一委員長 伊藤亮一税務課長。

○伊藤亮一会計管理者兼税務課長兼会計課長 基本的にはといいますか、広い意味では納期限を過ぎても税金の納付がなされないというようなことを滞納と言うと思いますが、うっかりして納期限を過ぎてしまうというようなことは多々